

## ○柏市指定介護老人福祉施設人員設備運営基準等条例

平成24年12月26日  
条例第52号

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第86条第1項(法第86条の2第4項において準用する場合を含む。)並びに法第88条第1項及び第2項の規定により、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準並びに特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。第3条において同じ。)の入所定員を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号。以下「基準省令」という。)において使用する用語の例による。

(特別養護老人ホームの入所定員)

第3条 特別養護老人ホームの入所定員は、30人以上とする。

(指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準)

第4条 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準については、次条から第6条まで、第8条、第9条及び第11条に定めるもののほか、基準省令第1条の2から第50条まで(次に掲げる規定を除く。)に定めるところによる。

- (1) 基準省令第3条第1項第1号イ及び第8号
- (2) 基準省令第13条第2項
- (3) 基準省令第37条第2項
- (4) 基準省令第40条第1項第1号イ(1)
- (5) 基準省令第49条(基準省令第37条第2項の準用に係る部分に限る。)  
(令元条例6・令3条例11・一部改正)

(居室の定員)

第4条の2 指定介護老人福祉施設(ユニット型指定介護老人福祉施設を除く。次条、第6条及び第8条において同じ。)の1の居室の定員は、4人以下とする。

(令元条例6・追加、令3条例11・一部改正)

(廊下の幅)

第5条 指定介護老人福祉施設の廊下の幅は、1.8メートル以上とし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とする。ただし、廊下の一部の幅を拡張することにより、入所者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、1.5メートル以上(中廊下にあつては、1.8メートル以上)とすることができる。

(令元条例6・一部改正)

(入浴の機会の提供等)

第6条 指定介護老人福祉施設は、入所者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入所者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。

第7条 削除

(令3条例11)

(記録の整備)

第8条 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第2号及び第7号に掲げる記録にあつては、5年間)保存しなければならない。

- (1) 施設サービス計画
  - (2) 基準省令第8条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
  - (3) 基準省令第11条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
  - (4) 基準省令第20条に規定する市町村への通知に係る記録
  - (5) 基準省令第33条第2項に規定する苦情の内容等の記録
  - (6) 基準省令第35条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
  - (7) 従業者の勤務の記録
- (ユニット型指定介護老人福祉施設に係るユニットの居室の定員)

第9条 ユニット型指定介護老人福祉施設のユニットの1の居室の定員は、1人とする。

第10条 削除

(令3条例11)

(ユニット型指定介護老人福祉施設に係る記録の整備)

第11条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第2号及び第7号に掲げる記録にあつては、5年間)保存しなければならない。

(1) 施設サービス計画

(2) [基準省令第49条](#)において準用する[基準省令第8条第2項](#)に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) [基準省令第42条第7項](#)に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) [基準省令第49条](#)において準用する[基準省令第20条](#)に規定する市町村への通知に係る記録

(5) [基準省令第49条](#)において準用する[基準省令第33条第2項](#)に規定する苦情の内容等の記録

(6) [基準省令第49条](#)において準用する[基準省令第35条第3項](#)に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) 従業者の勤務の記録

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(設備等に係る経過措置)

第2条 [基準省令](#)の施行の際現に存していた特別養護老人ホーム([介護保険法施行法\(平成9年法律第124号。以下「施行法」という。\)](#)[第20条](#)の規定による改正前の老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。[次条](#)及び[附則第13条](#)において同じ。)の建物(基本的な設備が完成しているものを含み、[基準省令](#)の施行後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。[次条](#)及び[附則第13条](#)において同じ。)について[第4条](#)の規定により適用する[基準省令第3条第1項](#)の規定を適用する場合においては、[同項第1号ロ](#)中「10.65平方メートル」とあるのは、「収納設備等を除き、4.95平方メートル」とする。

(令元条例6・令3条例11・一部改正)

第3条 [基準省令](#)の施行の際現に存していた特別養護老人ホームの建物については、[第4条](#)の規定により適用する[基準省令第3条第1項第7号イ](#)(食堂及び機能訓練室の合計した面積に係る部分に限る。)の規定は、当分の間、適用しない。

第4条 当分の間、[第4条](#)の規定により適用する[基準省令第9条第1項](#)中「算定した費用の額」とあるのは、「算定した費用の額(介護保険法施行法(平成9年法律第124号。以下「施行法」という。)[第13条](#)第3項に規定する要介護旧措置入所者にあつては、当該指定介護福祉施設サービスについて同項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額)」とする。

第5条 一般病床又は療養病床を有する病院の一般病床又は療養病床について平成36年3月31日までの間に転換(病院の一般病床若しくは療養病床又は診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム([老人福祉法第20条の6](#))に規定する軽費老人ホームをいう。)その他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。)を行って指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、[第4条](#)の規定により適用する[基準省令第3条第1項第7号イ](#)の規定にかかわらず、食堂は1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上の面積を有し、機能訓練室は40平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。

(平30条例12・一部改正)

第6条 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床について平成36年3月31日までの間に転換を行って指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、[第4条](#)の規定により適用する[基準省令第3条第1項第7号イ](#)の規定にかかわらず、[次の各号](#)に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

- (1) 食堂及び機能訓練室はそれぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は3平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができること。
- (2) 食堂は1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上の面積を有し、機能訓練室は40平方メートル以上の面積を有すること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができること。

(平30条例12・一部改正)

第7条 一般病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床について平成36年3月31日までの間に転換を行って指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、[第4条](#)の規定により適用する[基準省令第40条第1項第4号](#)及び[第5条](#)の規定にかかわらず、当該転換に係る廊下の幅については、1.2メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、1.6メートル以上とする。

(平30条例12・一部改正)

第8条 [指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準](#)の一部を改正する省令(平成15年厚生労働省令第30号)附則第4条第1項の規定により指定介護老人福祉施設であってユニット型指定介護老人福祉施設でないものとみなされた指定介護老人福祉施設は、指定介護老人福祉施設であってユニット型指定介護老人福祉施設でないものとみなす。

第9条 当分の間は、[第4条](#)の規定により適用する[基準省令第9条第3項第1号](#)中「食費の基準費用額(同条第4項)とあるのは「食費の基準費用額(特定要介護旧措置入所者(施行法第13条第5項に規定する特定要介護旧措置入所者をいう。以下同じ。))にあつては、同項第1号に規定する食費の特定基準費用額(法第51条の3第4項)と、「食費の負担限度額」とあるのは「食費の負担限度額(特定要介護旧措置入所者にあつては、施行法第13条第5項第1号に規定する食費の特定負担限度額)」と、[第4条](#)の規定により適用する[基準省令第9条第3項第2号](#)及び[基準省令第41条第3項第2号](#)中「居住費の基準費用額(同条第4項)とあるのは「居住費の基準費用額(特定要介護旧措置入所者にあつては、施行法第13条第5項第2号に規定する居住費の特定基準費用額(法第51条の3第4項)と、「居住費の負担限度額」とあるのは「居住費の負担限度額(特定要介護旧措置入所者にあつては、施行法第13条第5項第2号に規定する居住費の特定負担限度額)」と、[第4条](#)の規定により適用する[基準省令第41条第3項第1号](#)中「食費の基準費用額(同条第4項)とあるのは「食費の基準費用額(特定要介護旧措置入所者にあつては、施行法第13条第5項第1号に規定する食費の特定基準費用額(法第51条の3第4項)と、「食費の負担限度額」とあるのは「食費の負担限度額(特定要介護旧措置入所者にあつては、施行法第13条第5項第1号に規定する食費の特定負担限度額)」とする。

第10条 平成15年4月1日以前に[法第48条第1項第1号](#)の規定による指定を受けていた介護老人福祉施設(同日において建築中のものであつて、同月2日以後に[同号](#)の規定による指定を受けたものを含む。以下「平成15年前指定介護老人福祉施設」という。)であつて、[指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準](#)等の一部を改正する省令(平成23年厚生労働省令第106号。以下この条において「平成23年改正省令」という。)第2条の規定による改正前の基準省令(以下「指定介護老人福祉施設旧基準」という。)第50条に規定する一部ユニット型指定介護老人福祉施設であるもの(平成23年改正省令の施行の際現に改修、改築又は増築中の平成15年前指定介護老人福祉施設(ユニット型指定介護老人福祉施設を除く。)であつて、平成23年改正省令の施行後に指定介護老人福祉施設旧基準第50条に規定する一部ユニット型指定介護老人福祉施設に該当することとなったものを含む。以下「一部ユニット型指定介護老人福祉施設」という。)については、平成23年改正省令の施行後最初の指定の更新までの間は、[第6条](#)の規定(一部ユニット型指定介護老人福祉施設のうちユニット部分(指定介護老人福祉施設旧基準第51条に規定するユニット部分をいう。)以外の部分に限る。)を除き、なお従前の例によることができる。

(令3条例11・一部改正)

第11条 [前条](#)の規定にかかわらず、一部ユニット型指定介護老人福祉施設は、[第8条](#)の規定の例により、記録を整備し、保存しなければならない。

第12条 削除  
(令元条例6)

第13条 この条例の施行の際現に存する一部ユニット型指定介護老人福祉施設であつて、この条例の施行後、当該施設の全部又は一部について新規に[法第48条第1項第1号](#)の規定による指定を受けるもの

(基準省令の施行の際現に存していた特別養護老人ホームの建物に限る。)について、第4条の規定により適用する基準省令第3条第1項の規定を適用する場合においては、同項第1号ロ中「10.65平方メートル」とあるのは、「収納設備等を除き、4.95平方メートル」とする。

(令元条例6・一部改正)

第14条 第8条(第2号及び第7号)に係る部分に限り、附則第11条の規定によりその例によることとされる場合を含む。)及び第11条(第2号及び第7号)に係る部分に限る。)の規定は、この条例の施行の日以後に保存する記録について適用し、同日前に保存された記録については、なお従前の例による。

(虐待の防止に係る経過措置)

第15条 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間、第4条の規定により適用する基準省令第1条の2第4項、第35条の2(基準省令第49条において準用する場合を含む。)及び第39条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とし、基準省令第23条及び第46条の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。

(令3条例11・追加)

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

第16条 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間、第4条の規定により適用する基準省令第24条の2(基準省令第49条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、基準省令第24条の2中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(令3条例11・追加)

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

第17条 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間、第4条の規定により適用する基準省令第24条第3項及び第47条第4項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(令3条例11・追加)

(職員の配置に係る経過措置)

第18条 令和3年4月1日以後、当分の間、第4条の規定により適用する基準省令第40条第1項第1号イ(2)の規定に基づき入所定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定介護老人福祉施設は、第4条の規定により適用する基準省令第2条第1項第3号イ及び第47条第2項の基準を満たすほか、ユニット型指定介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

(令3条例11・追加)

(居室に係る経過措置)

第19条 指定居室サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第9号。以下「令和3年改正省令」という。)の施行の際現に存する建物(基本的な設備が完成しているものを含み、令和3年改正省令の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)の居室であって、令和3年改正省令第8条の規定による改正前の基準省令第40条第1項第1号イ(3)(ii)の規定の要件を満たしている居室については、なお従前の例による。

(令3条例11・追加)

(栄養管理に係る経過措置)

第20条 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間、第4条の規定により適用する基準省令第17条の2(基準省令第49条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、基準省令第17条の2中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

(令3条例11・追加)

<sup>くう</sup>  
(口腔衛生の管理に係る経過措置)

第21条 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間、第4条の規定により適用する基準省令第17条の3(基準省令第49条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、基準省令第17条の3中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

(令3条例11・追加)

(事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置)

第22条 令和3年4月1日から起算して6月を経過する日までの間、第4条の規定により適用する基準省令第35条第1項(基準省令第49条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「次

の各号に定める措置を講じなければ」とあるのは、「次の第1号から第3号までに定める措置を講じるとともに、次の第4号に定める措置を講じよう努めなければ」とする。

(令3条例11・追加)

(感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置)

第23条 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間、[第4条](#)の規定により適用する[基準省令第27条第2項第3号](#)([基準省令第49条](#)において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、指定介護老人福祉施設は、その従業者又は職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする。

(令3条例11・追加)

(重要事項の掲示に係る経過措置)

第24条 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間、[第4条](#)の規定により適用する[基準省令第29条第3項](#)([基準省令第49条](#)において準用する場合を含む。)の規定の適用については、[同項](#)中「指定介護老人福祉施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは、「削除」とする。

(令6条例7・追加)

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

第25条 令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間、[第4条](#)の規定により適用する[基準省令第35条の3](#)([基準省令第49条](#)において準用する場合を含む。)の規定の適用については、[基準省令第35条の3](#)中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

(令6条例7・追加)

(協力医療機関との連携に関する経過措置)

第26条 令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間、[第4条](#)の規定により適用する[基準省令第28条第1項](#)([基準省令第49条](#)において準用する場合を含む。)の規定の適用については、[同項](#)中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

(令6条例7・追加)

附 則(平成30年条例第12号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和元年条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年条例第11号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和6年条例第7号抄)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。